



別添 1

総サ統第106号

令和2年5月29日

厚生労働省医政局長

吉田 学 殿

総務省サイバーセキュリティ統括官

竹内 芳明



### 無線LANのセキュリティに関するガイドラインの周知について（依頼）

日頃より当省の業務に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。当省では、無線LANの利用者及び提供者において、無線LANを安全に利用又は提供するために必要となるセキュリティ対策等に関する理解を深めていただくことを目的として、無線LANのセキュリティに関するガイドライン（「Wi-Fi利用者向け 簡易マニュアル」及び「Wi-Fi提供者向け セキュリティ対策の手引き」）を策定しているところです。

今般、新技術や最新のセキュリティ動向に対応するため、当該ガイドラインの見直しを行い、令和2年5月版として改定の上、次のURLにて公表しています。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/cybersecurity/wi-fi/](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/wi-fi/)

つきましては、安全・安心に無線LANを利用できる環境の整備に向けて、利用者及び提供者の双方に対してのセキュリティ対策に関する周知啓発を図っていく必要があることから、ICTの利活用が進みつつあることに鑑みて、病院等に対して幅広く、当該改定後のガイドラインの内容を周知していただきますようお願いいたします。